

5. 国民金融公庫

1. 設立の経緯

戦後、疲弊し混乱した経済を強力かつ早急に再建することを目的として、生産面では傾斜生産方式が、金融面では金融機関資金融通準則等の施策がとられた。

しかし、その施策の中心はもっぱら基幹産業など大企業向けのものであり、経済社会の重要な担い手としての中小企業に対する対策としてはいまだ十分なものはみられなかつた。もちろん、中小企業（金融）対策として昭和22年9月復興金融金庫に中小企業枠の設定、23年4月日本銀行に中小企業向け別枠融資制度の創設、また23年8月には中小企業対策要綱等一連の新たな対策が登場したが、中小企業向け融資の拡充強化までにはいたらなかつた。

当時の中小企業は生産資材の大半をヤミ市場に求めているうえに、インフレによる人件費の高騰という条件も加わり資金繰りはひつ迫し、その経営は困難をきわめていた。さらに23年3月以降融資規制が行われるに及び、中小企業の金詰まりは一段と深刻化するところとなり、特に小零細企業ほど正規の金融機関との資金ルートを持つことができず、不安定な経営状態のもとで金融難にあえいでいた。

他方、終戦とともに軍需産業より放出された失業者、戦災者、引揚者などが生活再建のために営む生業に対しても必要資金の融通を行うことが、民生安定を図る社会政策的側面からも強く望まれていた。しかし、戦前まで庶民金融対策の一環をにない拡充強化されてきた庶民金庫は、戦争による資産の消耗や人件費の高騰による経営の悪化のため、これらの旺盛な資金需要に応ずるための機能を喪失していた。また、23年10月から各都道府県で行われた失業資金貸付制度も需要に十分応ずるまでにはいたっていなかつた。

こうした深刻な金詰まりの中で民生の安定と経済の復興のため、小口の生業資金を供給する専門金融機関設立の要望が強まってきた。このような経済・社会的背景のもとで、政府は金融機関再建整備後の金融制度について検討を重ねていた。そして庶民金庫、恩給金庫の第二金庫としての性格をもち、かつ戦後の民生安定にも資する新しい金融機関の設立構想が漸次具体化するにいたつた。

(1) 国民金融公団の構想

このように、新しい金融機関設立の気運はあつたが、戦後新たに設けられた特殊金融機関としては、22年1月に設立された復興金融金庫があるのみであつた。そして、この種の機関に対する要望はきわめて強かつたにもかかわらず、GHQのこれに対する考え方は非常に消極的であり、特にそれまで活用されていた金庫の制度についてはきわめて批判的であつた。

これに対して政府は、新機関の設立に当たっては、従来の金庫制度を採用せず、公団組織によることが適当であるとし、国民金融公団法案の構想をまとめた。同法案は6月8日閣議決定を経て、GHQに示された。国民金融公団法案は、主として小口金融と恩給担保金融を行うが、その小口貸付とは国民大衆の生活資金、生業資金、住宅資金、災害復旧資金その他生活安定のため必要な資金の貸付という広範なもので、庶民金庫当時の対金融機関業務と恩給金庫が行っていた寄託引受業務が除かれ、国民大衆に対する小口貸付に専念することが建前とされた。

このように、国民金融公団法案には民生安定のため可能なかぎりの金融措置が考慮されていたが、この法案は、やがてGHQの意向によつて再検討を余儀なくされることになつた。

(2) 国民金融公社案

鉄道事業特別会計及び専売事業特別会計を公共企業体へ改編するようマツカーサー書簡による指示が発せられ、これに基づき、この両事業が「公社」という新制度に組織がえすることになつたので、国民金融公団構想についても公社構想に切りかえられることになつた。そして、国民金融公団法案は、「国民金融公社法案」と改称され、GHQと折衝の結果、大幅に修正されたうえで、23年9月24日閣議決定をみた。ところがその後、23年12日GHQの覚書によつて経済安定9原則が実施されることになると、財政緊縮の影響は国民金融公社法案にも及び、同法案はさらに大幅な修正が加えられ、翌24年3月29日閣議決定をみるに至つた。なお、国民金融公社に対する政府資金として、GHQから政府に内示された24年度予算案に13億円が計上された。

(3) 国民金融公庫法の成立

国民金融公社法案が国会に提出される前に、「国民金融公社」という名称について再検討し、GHQとの折衝に

より「公社」と「金庫」を折衷した「公庫」という名称になり、法案は国民金融公庫法案と改称したうえで、24年4月22日国会に提出された。

公庫法案は、同年4月28日成立し、5月2日法律第49号として公布され、附則の一部を除いて即日施行された。

24年5月26日、第1回国民金融審議会が開催され、国民金融公庫業務方法書等を審議決定し、また、国民金融公庫の総裁及び監事を推薦した。かくして、24年6月1日をもって国民金融公庫が設立された。設立と同時に、庶民金庫と恩給金庫はその業務一切を公庫に引継ぎ解散した。

2. 目 的

国民金融公庫は、国民金融公庫法第1条で明記されているように「銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対して、必要な事業資金等の供給を行うことを目的」としており、いわゆる補完金融機関である。

そして、同法第18条では、「第1条の目的を達成するため、生業資金及び進学資金の小口貸付けの業務を行う」と規定され、さらに生業資金の小口貸付とは、「独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対して、小口の事業資金を供給すること」であり、「生活困窮者に対する救済資金の供給を意味するものと解釈してはならない」と定められている。また、進学資金の小口貸付とは、「進学（高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設に進学すること。）をする者又はその者の親族で、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対して、進学のために必要な小口の資金を融通すること」と定められている。なお、この進学資金貸付は昭和53年6月、法改正により国民金融公庫の貸付業務とされたものである。

このように公庫の融資対象は事業を営む国民大衆又は進学資金を必要とする国民大衆であつて、民間の金融ベースに乗りにくいものや、金融ベースに乗つても必要資金の一部しか融通を受けられないものへの融資を行うことを使命としている。

公庫は前記のほか、「国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」に基づき、恩給等を担保とする事業資金及び消費資金の貸付及び各種記名国債を担保とする事業資金の貸付を行つている。

なお、公庫創設以来政府借入金及び各都道府県委託による更生資金貸付（引揚者、戦災者その他生活困窮者に対する小口の事業資金貸付）を行つていたが、44年4月1日以降その貸付を停止し、47年度において貸付基金等の清算が行われ、48年4月16日業務方法書の一部改正により同貸付は廃止された。

3. 現 状

公庫は設立当初以来、戦後の復興過程における民生安定のための事業資金の供給という役目を果たしてきたが、経済社会の発展に伴い逐次中小企業金融の一環をになうようになり、さらに昨今における、石油ショックにつづく経済環境悪化に対応し、中小企業者の公庫に対する資金依存が増大してきている。

また、30年代以降には、生鮮食料品等小売業及び、流通に対する近代化、合理化、産業施設の安全衛生、公害防止等を目的とした特別貸付制度を創設するとともに、48年には中小零細企業の保護育成に質するために、無担保無保証人で低利に融資する貸付制度が創設されるなど、貸付制度の拡大、多様化が図られている。

さらには、53年6月に法改正を行い、進学資金貸付を開始するに至り、消費者向け金融も手がけるなど今後はますます多様化の傾向にあり、国民大衆のニーズに幅広く応えている状況にある。

このほかに、環境衛生金融公庫（42年10月から）及び労働福祉事業団（57年4月から）の受託業務を行つている。

(1) 国民金融審議会

国民金融審議会は、昭和24年に公庫が設立された際、複雑多岐にわたる国民大衆に対する金融を行う公庫の運営に国民各層の意見を反映させることが必要であるという趣旨で、大蔵大臣の諮問機関として設けられた。この審議会制度は他の公庫等の政府機関にはみられない独特の制度である。

しかしながら、昨今では公庫の使命である国民大衆、ことに小規模事業者のための金融という事業活動も軌道に

のり、また、公庫の日常の融資業務を通じて国民大衆の意見を取り入れる機会も十分となつてきていることにかんがみ、公庫の運営について特に審議会による関与が不可欠のものではなくなり、関係方面からの随意の意見聴取、各省間の連絡の緊密化など一般的な行政手段により対処可能と判断されたため、53年5月、法改正により廃止に踏み切った。

(2) 機 構

国民金融公庫は全額政府出資による公法上の法人で、主たる事務所を東京都に、従たる事務所を各都道府県の主要都市に置いている。

発足当初店舗数は本所業務部を含め20支所、役職員569名の陣容であつたが、その後わが国経済の発展とそれに伴う中小企業向け金融の拡充とともに大きな発展をとげた(41年9月には本所、支所の呼称を本店、支店と改めた。)。60年3月末現在では本店のほか151支店を擁し、その役職員は60年度で4,819名(役員8名を含む。)にのぼっている。

本店機構は設立当初1室10部(秘書室、人事部、検査部、総務部、経理部、審査部、庶務部、資金部、恩給第一部、恩給第二部、業務部)の構成であつたが、現在は2室11部(秘書室、監査室、人事部、検査部、総務部、経理部、調査部、事務部、業務第一部、業務第二部、融資部、庶務部、厚生部)からなり、それぞれ固有の業務を担当している。また、支店は公庫融資の窓口として直接顧客に接し、貸付業務等にあたっている。

このほか、公庫利用者の利便を考慮し業務の一部を委託するため、地方銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合などの市中金融機関の窓口を代理店としており、60年3月末現在の代理店数876(地方銀行46、相互銀行141、信用金庫505、信用組合178、労働金庫6)店舗となつている。

(3) 資金及び貸付の状況

国民金融公庫の貸付金は、主として政府出資の資本金と政府からの借入金によつて賄われている。資本金は設立当初13億円でその後、業務量の拡大に伴い逐年増大し、31年3月末では200億円となつた。それ以後54年度までは増減がなかつたが55年度に25年振りに20億円の出資が行われ、以後56、57年度にも引続き20億円ずつの出資がなされ60年3月末現在では260億円となつている。

他方、政府からの借入金は、設立当初はできないこととされていたが、その後の法律改正により26年度に20億円の借入れが初めて行われ、その後貸付の主要原資として年々ウェイトを高めており、60年3月末の借入金残高は、4兆9,336億10百万円(資金運用部より4兆4,238億60百万円、簡易生命保険及び郵便年金特別会計より3,058億円、一般会計より2,039億円)に達している。

このように資金量の増大に伴い総貸付残高は、設立当初の24年度末の24万398件、35億71百万円から59年度末には、259万7,009件、4兆9,069億46百万円へと、件数で11倍、金額で1,374倍の伸びを示している。過去3カ年の貸付残高の推移は第1表のとおりとなつている。

第1表 過去3カ年の貸付残高の推移

(単位 件、百万円)

区 分		57年度	58年度	59年度
普 通 貸 付	件 数	2,098,273	2,018,304	1,921,728
	金 額	4,428,227	4,534,589	4,675,493
恩給担保貸付	件 数	431,584	454,005	438,794
	金 額	165,973	170,249	162,299
国債担保貸付	件 数	2,535	1,282	1,770
	金 額	77	31	951
進学資金貸付	件 数	223,160	231,103	229,603
	金 額	66,742	67,733	65,438
全 貸 付	件 数	2,758,421	2,705,605	2,597,009
	金 額	4,662,257	4,774,558	4,906,946

(注) 全貸付は保証履行口を含んでいる

第2表 年度別貸付計画と実績

(単位 億円, %)

区 分	58 年 度				59 年 度				60 年 度	
	計 画		実 績		計 画		実 績		計 画	
	金 額	増加率	金 額	増加率	金 額	増加率	金 額	増加率	金 額	増加率
貸 付 規 模	30,540	3.2	26,068	△ 1.5	29,110	△ 4.7	27,181	4.3	31,450	0.7
普 通 貸 付	28,170	2.7	24,274	△ 1.5	27,300	△ 3.1	25,521	5.1	29,080	0.8
うち(小企業等経営改善貸付)	5,500	—	4,141	1.6	5,300	△ 3.6	3,683	△11.1	5,500	3.8
恩 給 担 保 貸 付	1,860	9.4	1,449	△ 1.2	1,400	△24.7	1,333	△ 8.0	1,860	32.9
国 債 担 保 貸 付	10	—	0	—	10	—	9	—	10	—
進 学 資 金 貸 付	500	11.1	344	△ 7.2	400	△20.0	317	△ 7.9	500	25.0

(注) 1. 59年度までの計画は改定後である。2. 60年度の増加率は対当初比である。

(4) 貸付制度

現在、国民金融公庫が行っている貸付は、中小企業者向けの「普通貸付」、恩給受給者向けの「恩給担保貸付」、記名国債受領者向けの「記名国債担保貸付」及び進学者又はその親族者向けの「進学資金貸付」の四つに大別される。なお、公庫の貸付計画、実績は、第2表のとおりである。

イ. 普通貸付

この貸付は公庫貸付の中心をなすもので、一般中小企業者に対する事業資金の貸付である「一般貸付」、中小企業のなかでも小零細事業者に対する無担保無保証を前提とした貸付である「小企業等経営改善資金貸付」、中小企業の近代化、合理化等の特定政策目的をもつて行われている「特別貸付」、並びに、災害にかかる被災中小企業者に対して、その復旧を促進するために、上記の貸付の各制度のなかで、必要な資金を貸付ける「災害貸付」とがある。

(イ) 一般貸付（普通貸付のうち小企業等経営改善資金貸付、特別貸付を除く貸付。）

この貸付は、24年の創立当初、「普通小口貸付」といわれたもので、戦後の疲弊した社会の再建のため、国民大衆向けの事業資金の融資を行う目的をもつて、1世帯当たり5万円（連帯貸付50万円）と世帯単位の貸付を行っていた。しかし、26年6月には1人当たり10万円以内というほぼ現在の貸付制度に近い体制が整えられた。その後、食料品製造業等の特定業種の貸付限度額の優遇措置（26.12～39.2）や法人貸付制度の新設（29.12～39.2）等が実施されたが、39年2月に廃止され、貸付限度は全て200万円までとされた。

更に、物価水準の上昇、経済規模の拡大等を要因として、40年4月には貸付限度を300万円に、44年7月には500万円に、48年4月には800万円に、50年4月には1,000万円に、52年4月には1,200万円に、54年4月には1,500万円に、56年4月には1,800万円に、58年4月には2,100万円（一部57年10月から2,100万円）に、60年4月には2,500万円に、それぞれ引上げられ、現在に至っている。

なお、貸付利率については、当初年12%であつたが、金融情勢の変化に対応して変更され、60年7月29日以降年7.2%となっている。

(ロ) 小企業等経営改善資金貸付

この貸付は、担保もなく、信用力も乏しい、小零細企業者（商業・サービス業は従業員5人以下、製造業は20人以下）が、経営改善を図る際必要とする資金を商工会議所会頭等の推薦により、無担保かつ無保証のうえ低利で融資を行うものであり、48年10月より実施された。

当初は、貸付限度100万円（運転資金50万円）、貸付期間2年、年利7.0%の貸付条件で行われたが、その後、金融情勢の変化、物価水準の上昇等により、60年8月現在の貸付条件は貸付限度額400万円、貸付期間は設備資金4年半（200万円を超える貸付にあつては5年）、運転資金3年、金利は年7.0%となっている。

また、貸付規模も48年度の300億円から60年度には5,500億円と大幅に増額されている。

(ハ) 特別貸付

この貸付は、30年代以降の急激な経済社会環境の変化に伴い、中小企業といえども近代化、合理化、産業安全の確保及び公害防止等の必要が生じ、これらが国民経済の発展、国民生活水準の向上に寄与するうえで重要であると

の配慮から特別な政策目的をもつて創設された貸付であり、貸付条件等については、政策的に有利に配慮している。

なお、各特別貸付の内容は第3表の通りである。

(二) 災害貸付

風水害、地震その他異常な自然現象又は大規模な火事、若しくは爆発等による被災中小企業に対して、その事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため前記普通貸付の各制度のなかで災害貸付を行っている。この貸付はすべての普通貸付と重複できるほか、貸付期間10年以内で利率は基準利率（年7.2%）、貸付限度はすべての普通貸付のそれぞれの限度額で、重複する場合はそれぞれ限度額は1,400万円上乗せした額である。

なお、異例の災害（激甚災害）にかかる災害貸付については、貸付限度及び利率について、その都度別に定めることになっているが、激甚災の指定（政令による）が行われた場合1,000万円を限り年6.05%（4年目以降年6.55%）の金利が適用されるのを通例としている（なお、特に被害の著しい者には3年間は年3%とする）。

ロ．恩給担保貸付

この貸付は国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律に定める恩給等の受給者で、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする者に、国民金融公庫がその恩給等を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的としている。

貸付条件は貸付金額が恩給等の実支給額3年分以内（最高190万円まで）、貸付利率年7.1%、但し、恩給等を担保とするものにあつては年6.0%、貸付期間4年以内となつている。

なお、この貸付は小口の事業資金のほか、教育費、住宅費、医療費等の消費資金の貸付を行い得る点が特色である。

ハ．記名国債担保貸付

この貸付は、特別給付金国債、特別弔慰金国債及び引揚者特別交付金国債の受領者に対し、その国債を担保とした事業資金の貸付である。

貸付条件は、貸付利率年6.0%、貸付期間は貸付日から担保に徴した国債の最終償還日までの期間、貸付限度額はその国債により異なるが最高で85万9千円以内となつている。

ニ．進学資金貸付

この貸付は、高校、大学等に進学する者の父母又は本人に進学に際し必要な資金の貸付を行うものであり、54年1月より実施された。

貸付条件は、貸付金額が一進学者あたり50万円以内、貸付利率年7.6%、貸付期間は進学する学校の修業年限以内で最長4年（ただし、短期大学修業年限2年のもの、交通遺児家庭及び母子家庭の場合は1年の延長が可能）となつている。

第3表 特別貸付制度一覧

貸付種別	開始時期	貸付対象	資金使途	貸付条件		
				限度	期間	利率
食品貸付	43.6	近代化及び合理化を推進し、あわせて衛生水準の向上を図るための設備資金を必要とする生鮮食料品等の（製造）小売業者	(1) 近代化合理化設備資金 (2) 独立開業設備資金 (3) 協業化設備資金 (4) 衛生防災設備資金 (5) 小売市場への入居資金 (6) 特定協業化のための出資金 (7) 共同購入運転資金 (8) 特定小売業総合改善資金 (9) 食料品小売業高度化事業設備資金	3,500万円 〔事業協同組合等 に限り 9,000万円 以内〕	10年以内	年7.2%（基準） 年7.15% 年7.1% （4年目以降 7.15%）
流通貸付	43.6	流通機構の合理化及び商業経営の近代化を促進するための設備資金を必要とする卸、小売業者	(1) 集配センター (2) セルフサービス店 (3) 共同施設 (4) 卸総合センター又は卸商業	3,500万円	13年以内	年7.2%（基準） 年7.15%

貸付種別	開始時期	貸付対象	資金使途	貸付条件		
				限度	期間	利率
			団地への入居 (5) ショッピングセンターへの入居 (6) 統一伝票採用に伴う設備 (7) 中小小売商業振興法に規定する振興指針に従って取得する施設 (8) 市街地再開発事業の関係権利者の施設建築物への入居 (9) 自転車駐車場			
過密・公害移転貸付	48.12	工業再配置促進法に定める移転促進地域から誘導地域等に工場移転を行う者又は公害発生企業で都市地区から他の移転適地に工場移転する者	工場移転に必要とする土地建物その他の施設若しくは設備の設置又は整備に要する資金	3,000万円	13年以内 特に必要な場合15年以内	年7.15%
近 促 貸 付	52.7	中小企業近代化促進法第3条に基づく指定業種であつて、同条に規定する近代化計画が策定されたものに属する事業を行う中小企業者	近促法に基づく中小企業近代化計画に定められた機械設備及びその他の施設等を取得（改造，更新を含む。）するために必要な設備資金	3,000万円	10年以内	年7.2%（基準） 年7.15%
転換・構改貸付	52.7	(1) 中小企業事業転換対策臨時措置法上の認定を受けた転換計画に従つて事業を行う者，中小企業近代化促進法上の承認を受けた新分野進出計画に従つて事業を行う者，産地中小企業対策臨時措置法上の承認を受けた事業合理化計画に従つて事業の転換を行う者及び公害防止のために事業転換を行う者 (2) 中小企業近代化促進法上の承認を受けた構造改善計画に従つて事業を行う者	(1) 事業転換法に基づく事業転換，新分野進出等に必要な設備資金 (2) 産地法に基づく事業転換に必要な設備資金及び長期運転資金 (3) 公害防止のために行う事業転換に必要な設備資金 (4) 構造改善事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金	3,500万円 但し，長期運転資金は2,500万円	10年以内 但し，(1)，(2)及び(3)の設備資金は15年以内，(2)の長期運転資金は5年以内	年7.2%（基準） 年7.15% 年7.1% （但し，4年目以降7.15%）
高度化貸付	49.11	中小小売商業振興法の規定による認定をうけた高度化事業を行う中小企業者	下記に掲げる認定をうけた高度化事業計画を実施するために必要な資金 (1) 商店街整備計画 (2) 店舗共同化計画 (3) 連鎖化事業計画	3,000万円	10年以内	年7.15% 但し，土地取得資金は7.2%（基準）
伝統工芸貸付	50.8	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の規定による認定をうけた振興計画に従つて事業を行う中小企業者	認定振興計画に従つて事業を行うために必要な設備資金及び運転資金	3,000万円	10年以内 但し，運転資金は5年以内	年7.2%（基準） 年7.15%
安 全 貸 付	36.9	(1) 労働基準法の適用事業であつて製造業，建設業，倉庫業，運送業等及び土石採取業を営む者 (2) 高圧ガス取締法，若しくは液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	(1) 安全衛生施設 (2) 保安施設 (3) 防災施設 (4) 防火避難施設 (5) プレス安全施設，労働安全産業用ロボット施設 (6) ガス爆発事故防止設備	3,500万円	13年以内 特に必要な場合15年以内	年7.1% (4年目以降7.15%)

貸付種別	開始時期	貸付対象	資金使途	貸付条件		
				限度	期間	利率
		による製造販売若しくは貯蔵の許可をうけた者又は製造若しくは消費の届出をした者、若しくはガス事業法による簡易ガス事業の許可をうけた者 (3) 消防法第17条に規定する消防設備を設置する者 (4) 建築基準法第10条に規定する建築物の改善命令を受けた者又は建築物防災対策要綱に規定する建築物について改善勧告を受けた者 (5) 労働災害を防止するため安全装置内蔵プレス機械又は労働安全産業用ロボットを取得する者 (6) ガス事業法第40条の規定によりガス漏れ警報設備を設置する者 (7) 豪雪地帯対策特別措置法の規定に基づく豪雪地帯において降雪による支障を防止し、又は軽減するための施設を設置する者 (8) 防火基準適合表示要綱に基づき不適の判定を受けて消防用設備等及び防火避難施設等を整備する者	(7) 消融除雪施設 (8) 防火基準適合表示要綱に基づき不適の判定を受けて整備する消防用設備等・防火避難施設等			
公害貸付	45.9	(1) 大気汚染防止法に規定するばい煙若しくは粉じん又は特定物質を排出する者 (2) 水質汚濁防止法に規定する汚水又は廃液を排出する者 (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物を生ずる者及びこの処理及び有効利用を行う者 (4) 騒音規制法に規定する特定施設を設置する者及び特定作業を行う者 (5) 工業用水法の規定により指定された地域等で工業用水源を地下水から工業用水道等へ転換する者又は工業用水使用合理化指導準則を定めている地域で工業用水使用合理化施設を設置する者 (6) 鉱山保安法に規定する鉱業権者 (7) 悪臭防止法に規定する悪臭物質を排除する者 (8) 振動規制法に規定する特定施設を設置する者 (9) 産業公害予防施設を取得す	(1) 公害防止施設の設置又は整備に要する資金 (2) 事業者負担金の支払に必要な資金	3,500万円	13年以内 特に必要な場合15年以内	年7.1% (4年目以降7.15%) 年7.15% 負担金の一部は7.2% (基準)

貸付種別	開始時期	貸付対象	資金使途	貸付条件		
				限度	期間	利率
		る者 (10) 公害防止事業費事業者負担法に規定する事業者負担金を負担する者				
独立開業貸付	50.7	現在勤務している中小企業と同一業種の事業を新たに営もうとする者	新たに事業を営むために必要な設備資金及び運転資金	3,000万円 但し、運転資金は2,500万円	設備 13年以内 運転 5年以内	年7.2% (基準)
市街地貸付	46.6	(1) 都市計画法等に基づく市街地等の整備にかかる公共事業等の施行に伴い移転又は改造等を行う中小企業者 (2) 優良再開発建築物整備促進事業制度要綱又は地区再開発促進事業制度要綱に基づき建築物の整備を行う者又はその整備に伴い移転改造を行う中小企業者	移転又は改造等に要する設備資金	3,500万円	13年以内	年7.2% (基準)
省力化貸付	48.6	労働力不足、賃金の上昇等雇用環境の変化に対応して省力化設備の導入を図る製造業者・建設業者	省力化設備の取得及び設置に必要な資金	3,500万円	10年以内	年7.2% (基準)
産炭地貸付	37.8	炭鉱の終閉山に伴い営業困難となったもので今後の経営につき適切な計画を有する中小企業者	設備資金及び運転資金	2,500万円	設備 7年以内 運転 5年以内	年7.2%(基準) 但し、200万円以下の部分は年6.9%
産地・特定地域貸付	58.7	(1) 産地中小企業対策臨時措置法の規定による承認を受けた合理化事業を行う産地中小企業者 (2) 特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法の規定による承認を受けた新分野開拓事業等を行う特定地域認定中小企業者	承認を受けた事業合理化計画あるいは新分野開拓等実施計画に従って事業を行うために必要な資金 (1) 新商品又は新技術の研究開発又は企業化を行うために必要な設備資金及び長期運転資金 (2) コスト軽減のため、より生産効率の高い機械設備の取得に必要な設備資金 (3) 高級化・商品質化又は高付加価値化を図るための機械設備の取得に必要な設備資金	3,000万円 但し、長期運転資金は2,500万円	10年以内 長期運転資金は5年以内	年7.2% (基準) 年7.15% 年7.1% (但し、4年目以降7.15%)
倒産対策貸付	55.4	関連企業の倒産により、資金繰りに困窮を来している中小企業者 (1) 倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有するもの (2) 倒産企業との取引依存度が20%以上であるもの	関連企業の倒産に伴い発生した売掛金債権の回収困難等の事由により緊急に必要となる運転資金	800万円	5年以内	年7.2% (基準) 年7.15%
省エネルギー貸付	55.5	エネルギーの有効利用に資する設備を設置する者	省エネルギー施設を取得するために必要な設備資金	3,500万円	13年以内	年7.2% (基準) 年7.15%
情報化貸付	59.8	情報化の促進に資するため、次に掲げるもののいずれかを導入	オンライン情報処理システムを構成する設備を取得するために	3,000万円	10年以内	年7.15% 年7.1%

貸付種別	開始時期	貸付対象	資金使途	貸付条件		
				限度	期間	利率
		する者 (1) 企業内で利用するオンライン情報処理システム (2) 複数企業間で共同利用するオンライン情報処理システム (3) 情報処理サービス業者又は情報提供サービス業者が取得するオンライン情報処理システム	必要な設備資金			(7.15%)